

備讃瀬戸北航路（開発保全航路）浚渫工事のお知らせ

国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所

【令和4年度浚渫工事】

1. 作業区域及び期間

- 作業区域
香川県坂出市沖合
(1工区(図2)、2工区(図3))
- 工事期間
令和4年7月1日から
令和4年9月30日までの間



(図-1) 作業区域付近略図

2. 浚渫工事の概要

- 図2、図3、表1に示す浚渫作業区域内で、バジローディング式ポンプ浚渫船により航路の浚渫を行います。
- 東西方向に東側から西側へ向かって浚渫作業を行います。
- 土運船により、浚渫土砂を覆砂区域に運搬します。
- 工事は、原則として日出から日没の間で行います。
- 浚渫工事に併せて、水質調査を行います。

3. 安全対策

- 全長250m級の大型船が水島航路を通航する際は浚渫作業を行いません。
- 作業区域付近海域では、浚渫作業工事中、4隻の警戒船を配置します。
- 作業区域付近を大型船舶が北上する際は、警戒船4隻に加え、可航水域を示す矢印搭載船1隻を配置します。(図2、図3)
※警戒船等の配備位置は現地状況により変更する可能性があります。
- 警戒船等は、図8のとおり標識を掲げます。矢印搭載船には可航水域を示す電光標識板を設置します。
- 警戒船(A)～(D)には国際VHFを搭載しています。
- ポンプ浚渫船は、表1に示す浚渫作業区域内でアンカーの投揚錨を行います。ポンプ浚渫船のアンカー位置には図9に示す、俵ブイ及び灯浮標(同期点滅)を設置し、作業区域を明示します。
- 夜間及び浚渫を行わない日において、浚渫作業船は、備讃瀬戸航路外に停泊します。
- 錨泊を行う場合、夜間停泊中は法定の灯火等を掲げるほか、船体の間接照明等を行います。
- 浚渫作業工事中は、作業船及び一般航行船舶の動向を把握し、関係機関と連絡調整を行う安全管理室を設置し、工事海域の安全を確保します。

4. 船舶航行について

- 作業現場周辺海域を航行する船舶は十分注意し、横切り・追い越し・並走・行き合いを控え、航行されるようご協力をお願いします。特に水島港入出港船舶は、水島航路交差部の可航幅が狭まるため、注意をお願いします。(図4～7)
- 作業現場周辺海域を航行する場合は、航行に影響のない範囲で、浚渫作業船団から離れて航行していただくようお願いします。また、備讃瀬戸北航路を西航する船舶は、航行に影響のない範囲で、航路の南側を航行していただくようお願いします。
- AIS搭載船にあたっては、AISの正しい運用をお願いします。

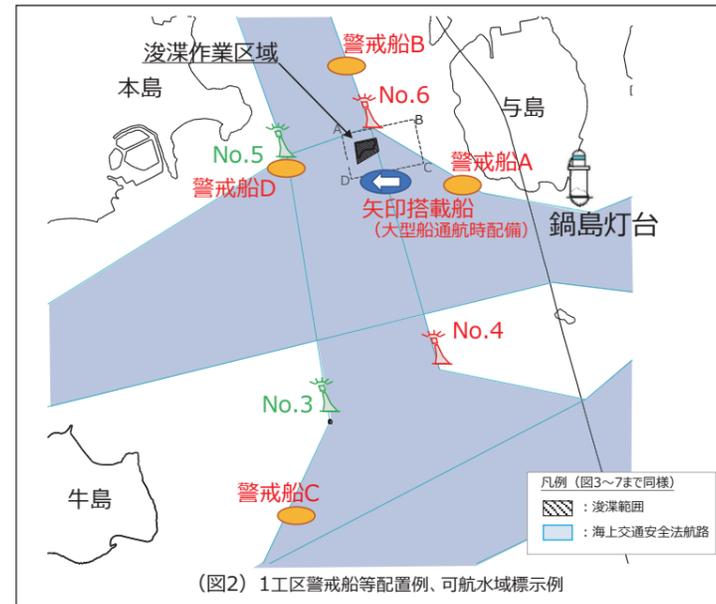
備讃瀬戸海上交通センターとの連絡保持、通報について

- 位置通報ラインに達した時に、VHF無線電話を備えている船舶は、備讃瀬戸海上交通センターへ「船名」、「通過時刻」、「通過ラインの名称」の通報及びCH16の常時聴取をお願いします。なお、VHF無線電話を備えていない船舶にあつては、船舶電話又は携帯電話での通報をお願いします。
- VHF無線電話(CH16,156.8MHz)を備える船舶は、備讃瀬戸海上交通センターから航行の安全に関する情報(工事情報含む)が提供される場合があるため、航路及び航路周辺海域において、備讃瀬戸海上交通センターとの連絡を保持するようお願いします。
※CH16がふくそうしている際は、備讃瀬戸海上交通センターよりCH13(156.65MHz)にて呼び出しを行う可能性があるため、CH13を備えている船舶はCH16と併せてCH13の聴取をお願いします。

5. その他

- 天候その他の理由により浚渫予定を変更することがありますので、ご注意ください。
- この工事等の詳細については、下記の機関にお問い合わせ下さい。
- 本資料は、高松港湾・空港整備事務所のホームページ(<https://www.pa.skrlit.go.jp/takamatsu/>)よりダウンロードが可能です。また、工事予定に変更が生じた場合は、同ホームページにてお知らせします。

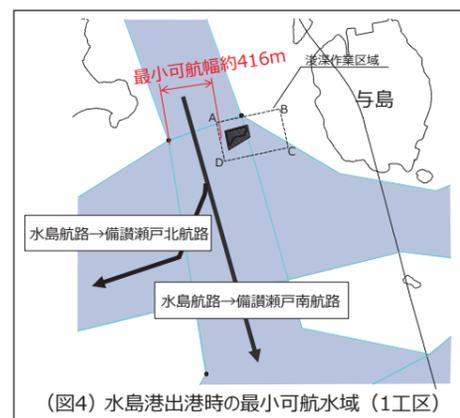
工事に関する 問い合わせ先	発注者 国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所	Tel.087-851-5522
	(同上) 坂出港事務所	Tel.0877-46-0311
航行に関する 問い合わせ先	受注者 東洋・りんかい日産・あおみ特定建設工事共同企業体	Tel.0877-35-8540
	高松海上保安部 航行安全課	Tel.087-821-7008
	備讃瀬戸海上交通センター	Tel.0877-49-2220



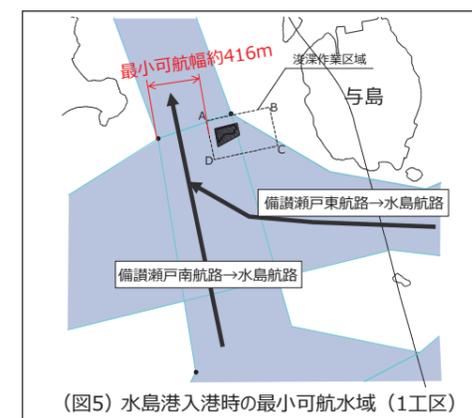
(図2) 1工区警戒船等配置例、可航水域標示例



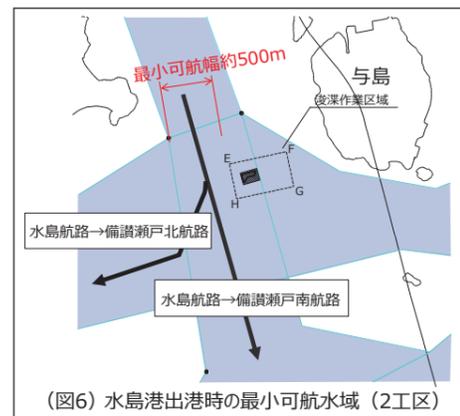
(図3) 2工区警戒船等配置例、可航水域標示例



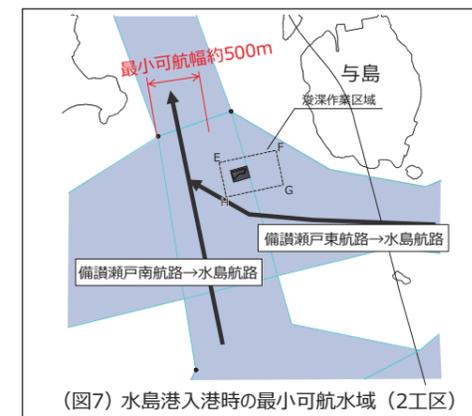
(図4) 水島港出港時の最小可航水域(1工区)



(図5) 水島港入港時の最小可航水域(1工区)



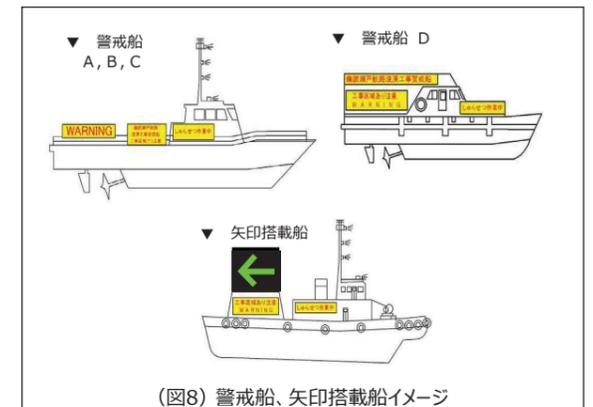
(図6) 水島港出港時の最小可航水域(2工区)



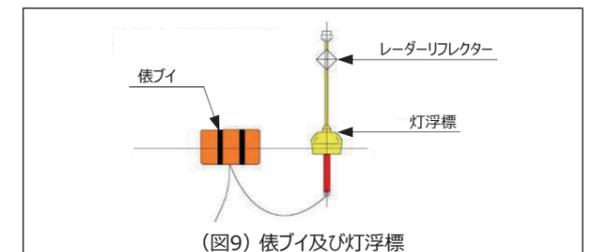
(図7) 水島港入港時の最小可航水域(2工区)

(表1) 浚渫作業区域座標及び基点からの方位・距離

工区	浚渫作業区域番号	基点からの方位・距離(m)	緯度	経度
1工区	A	284°49'17" 1,984 m	34°23'12.6"	133°48'09.7"
	B	293°12'10" 1,501 m	34°23'16.3"	133°48'31.1"
	C	280°36'29" 1,328 m	34°23'05.1"	133°48'33.9"
	D	274°00'31" 1,846 m	34°23'01.4"	133°48'13.0"
2工区	E	273°35'30" 1,749 m	34°23'00.7"	133°48'16.7"
	F	280°02'34" 1,304 m	34°23'04.5"	133°48'34.8"
	G	267°28'13" 1,214 m	34°22'55.4"	133°48'37.5"
	H	264°09'06" 1,682 m	34°22'51.6"	133°48'19.5"
基点	鍋島灯台	-	34°22'57"	133°49'25"



(図8) 警戒船、矢印搭載船イメージ



(図9) 俵ブイ及び灯浮標